

平成 30 年度（11 月）  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 錄

開催日時 平成 30 年 11 月 19 日（月）  
13：30 ~ 15：30  
開催場所 和歌山県自治会館  
3 階 304 会議室

平成 30 年度（11 月）  
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成 30 年 11 月 19 日（月） 13：30～15：30

2 開催場所 和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

3 出席委員  
■ 委員  
■ 委員 計 8 名

4 県関係出席者 森林・林業局 局長 西山 久雄  
森林整備課 課長 児玉 和久  
〃 副課長 南方 清克  
〃 緑化推進班長 石橋 寛紀  
〃 主任 栗生 剛  
〃 副主任 村瀬 美美  
環境生活局  
自然環境室 自然環境班長 秦野 光章  
〃 副主任 岡田 武彦

平成 30 年度（11 月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成 30 年 11 月 19 日(月)午後 1 時 30 分より

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開会 午後 1 時 35 分

南方副課長

「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催します。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項による定足数について、本日は8名の委員全員が出席しており、本委員会が有効に成立したことを報告します。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、議事録署名人を [REDACTED] と [REDACTED] にお願いします。

「紀の国森づくり基金活用事業の事業内容の変更について」を議題といたします。当局から説明をお願いします。

石橋班長

「紀の国森づくり基金活用事業の事業内容の変更について」  
説明します。

紀の国森づくり基金活用事業の事業内容の変更・見直しの総  
緯は、平成 29 年 12 月 14 日に与党の「平成 30 年度税制改正大  
綱」が取りまとめられ、12 月 22 日に閣議決定された「平成 30  
年度税制改正の大綱」において、仮称「森林環境税」と「森林  
環境譲与税」の創設と、森林環境譲与税を平成 31 年度から自治  
体に対して譲与することとされています。

その使途が現在実施している「紀の国森づくり基金活用事業」と重複する部分があることから、同基金の事業内容の変更の検討を行っているところです。

また、森林環境譲与税、森林環境税の導入に向けた関連法案の整備として、適切な経営管理が行われていない森林を市町村に集約し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るための新たな法律である「森林經營管理法」が平成30年5月25日に成立し、平成31年4月1日に施行されますので、あわせて説明いたします。

石橋班長

それでは、資料1をご覧ください。

資料1の右下のページの資料1-1から資料1-5までが与党の「平成30年度税制改正大綱」の抜粋です。

森林環境税及び森林環境譲与税は、1-1ページの「第一 平成30年度税制改正の基本的考え方」の序文に記載のとおり、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から創設することになっています。

森林環境譲与税の使途は、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとなっています。

森林環境税及び森林環境譲与税の創設等を内容とする法案は、次期通常国会において審議される予定です。

次に、森林経営管理法について説明します。1-6ページをご覧ください。

森林経営管理法の趣旨は、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の促進を図るために体制整備、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るために、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する仕組みとなっています。

仕組みの中で、森林所有者の経営や管理の責務を明確化しています。

2つ目に、適時の施業が行われていない森林の所有者に対し、市町村は経営や管理の意向を確認するとなっています。

経営や管理の意向を確認した上で、市町村は、森林所有者から経営や管理の委託の申し出等があった森林に「経営管理権集積計画」を定め、経営管理権を設定します。次に、林業経営に適した森林は「経営管理実施権配分計画」を定め、公表の上、意欲と能力のある林業経営者に公募を図り、経営や管理を再委託するとなっています。

この経営管理集積化計画の中には、対象となる森林の所在、地番、地目、面積、所有者氏名と住所、経営管理権の設定の始期、終了日、管理内容などが記載されることになっています。

石橋班長

もう一点、自然条件に照らし、林業経営に適さない森林は、市町村みずからが間伐等の森林整備を実施します。

実施に当たり、民間事業者への作業委託も可能となります。

以上が、森林環境税、森林環境譲与税及び森林経営管理法の概要です。

なお、森林経営に適さない森林で、市町村が行う間伐などの森林整備は、森林環境譲与税の使途の対象となり、紀の国森づくり基金活用事業で実施している間伐対策と重複する部分となります。

次に、紀の国森づくり基金活用事業の事業内容の変更を行って当たり、この森林整備に係る既存事業と森林環境譲与税との仕分け案について説明します。

次の1-7ページをご覧ください。

左側の縦軸に「森林の区分」、横軸に間伐等森林整備の「実施方法」を配置し、それぞれの森林の区分における実施方法を整理しています。

縦軸の「森林の区分」について、現在、県では本格的な利用期を迎えた森林資源を効率的に活用するため、林業に適した場所と森林保全を行う場所を明確に区分する「森林ゾーニング」による施業の選択と集中を「和歌山県長期総合計画」と「和歌山県森林・林業総合戦略」に掲げ、産業政策として「林業・木材産業の成長産業化」を進めています。

「人工林」は、スギ・ヒノキの植林地を指しています。「天然林等」は、地域森林計画という森林を区分した計画区域のうち人工林以外の森林のことを指しています。

「経済林」は、県で定める客観的指標で、4t トラックが走行可能な道路から500m以内で、かつ山腹斜面の傾斜角が40度未満の人工林を指定しています。「環境林」は経済林以外の森林のことです。

「重点エリア」は、経済林のうち林道に作業道を加えた1ha当たりの道路の密度が5m以上、または間伐などの施業実績がある、いずれかの条件を満たす区域としています。

この区域は、100m×100mのメッシュを切って、その中に施業履歴があるか、道路の密度が5m以上になっているかをチェックしたエリアのことを指します。

石橋班長

次に、「その他の経済林」は、人工林の中で重点エリア以外の経済林です。

環境林の中の「経済林以外の人工林」は、4t トラックが走行可能な道路から500mを超える人工林、または山腹傾斜の角度が40度以上と急な斜面の人工林としています。

次に、「管理意向あり」は、森林所有者による自主的な経営管理を希望する森林です。「管理意向なし」は、所有者の自主的な経営管理の意向がない森林、または森林所有者が不明な人工林のことを指しています。

実施方法について、「国庫補助事業」は、平成30年度において国の補助金制度を活用して実施している事業、「市町村事業」は、森林環境譲与税を活用した間伐を行う事業を指しています。

現在の助成・支援はエリア別で該当する事業を青い線で囲んでいます。

紀の国森づくり基金活用事業は、森林区分欄のうち「経済林以外の人工林」を対象に事業を実施しています。森林の区分欄の「経済林」は、国庫補助事業の対象となります。現在「重点エリア」に集中して事業を実施しているところです。

これを森林環境譲与税導入後の見直しを踏まえて仕分けをすると、赤い線の部分になります。変更後の対象となるのは、森林区分欄の「経済林以外の人工林」、ここが紀の国森づくり基金活用事業の対象となります。

このうち、平成31年4月から施行される森林経営管理法で、森林所有者に適切な森林の経営管理を行う責務が明確化されたことに伴い、市町村が適切に管理されていない森林の所有者に意向を確認し、「管理意向なし」の森林であっても、林業経営が可能な森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託される森林、「その他の経済林」で「管理意向なし」となり、これが新たに国庫補助の対象となります。

また、「管理意向なし」の森林で、林業経営に適した森林で、意欲と能力のある林業経営者に再委託できない森林と、森林経営に適さない森林については、市町村事業として森林環境譲与税の対象になります。これが「環境林」のうちの「人工林」の欄、「経済林以外の人工林」の中にある「管理意向なし」の欄右部分のことを指しています。

石橋班長

なお、森林区分欄の「環境林」で、「管理意向あり」の森林は、国庫補助事業及び森林環境譲与税の対象とならないため、引き続き紀の国森づくり基金活用事業で間伐による森林整備を支援していきたいと考えています。これが紀の国森づくり基金の改正された間伐対策です。

また、今年度、台風 21 号により多くの風倒木被害が発生したことを受け、放置すると危険度が高まる集落周辺の未整備森林について、山地災害等に強い森林づくりが必要ですが、森林環境譲与税による事業実施に当たり、森林所有者の意向調査や境界確定等の地元調整に時間を要することから、緊急措置として新たに県営事業で間伐等を実施し、集落周辺の森林環境の整備を行いたいと考えています。これが紀の国森づくり基金活用事業の新規に実施する間伐対策です。

なお、「貴重な自然生態系をもつ森林等」の公有林化事業については、森林環境譲与税の対象にならないため、引き続き紀の国森づくり基金活用事業で事業を実施していきたいと考えています。

次に、資料の 1-8 ページをご覧ください。

紀の国森づくり基金の全体事業と森林環境譲与税での事業を示している表です。

緑育推進と啓発事業は、森林環境譲与税においても実施可能ですが、現在、県で取り組んでいる基金の緑育事業の実施状況から、事業の対象となる小学校は、多くが和歌山市などを中心とした市部の小学校が多く、また実際に事業を実施している受け入れ先は、他の市町村で実施している事業がほとんどです。

このような実施状況から、市町村でこの事業を実施するには、各市町村間の連絡調整なり、複雑な事務が増える、また今まで事業を実施してきたノウハウを有する県で実施することが適切であり、画一的な事業の実施が行われると考えておりますので、引き続き、県の紀の国森づくり基金を活用して実施していきたいと考えています。

森林環境譲与税については、県から市町村への指導は、基本的に本来の目的である未整備森林の整備に特化した取り組みをしてほしいと指導しているところです。

最後に、資料 1-9 ページに現行の紀の国森づくり基金、見直

石橋班長

し案と譲与税を新旧対照で示しています。

このうち間伐事業は、見直し後は、「環境林」の「経済林以外の人工林」で、「管理意向あり」の部分と、集落周辺の森林整備で、見直し後に実施としておりますが、平成31年に限り、譲与税の市町村での実施体制等が整うのに時間がかかるため、暫定的に現行の間伐の部分を引き続き含めて実施していきたいと考えています。

資料1-10ページは、県営で行う間伐対策についてのイメージ図を載せています。集落の背後に隣接した森林の整備とあわせて、その背後を一体的に整備していく事業です。

児玉課長

補足説明をさせていただきます。

平成30年6月に森林經營管理法が成立し、平成31年4月1日から施行されることになっています。

この法の趣旨は、森林所有者の森林管理の責務を明確にして、森林所有者が今後みずから森林を管理するのか、あるいはみずから森林管理をすることは難しいとするのか、この意向調査をすることになっています。

この意向調査をして、みずから森林を管理しますと回答した森林所有者は、従前どおり、例えば森林組合に事業を委託するなどして、国の補助事業である「森林環境保全直接支援事業」を活用しながら、みずから森林を管理していくことになります。

森林の管理を自分ではもうしないと回答した森林所有者については、市町村が実施主体となり、森林所有者が持っている森林において林業經營が成り立つかどうかを判断し、十分林業經營が成り立つ森林については、「意欲と能力のある林業事業体」と呼ばれる森林組合を含めた民間の林業事業体に再委託することで従前の造林公共事業を使いながら経済活動として管理をしていきます。

所有者が林業經營・管理を自分ではもうできないと回答された森林のうち、道から非常に遠く、様々な地形条件等によって森林の経済活動が難しいところは、今度創設される森林環境税あるいは森林環境譲与税の財源を使って、市町村が主体となり経済活動ではなく、環境林として森林を管理していきます。

市町村が環境林として、間伐を実施することになりますが、

児玉課長

県の独自課税である紀の国森づくり基金活用事業で実施している間伐と重複しますので、仕分けを行いました。

紀の国森づくり基金活用事業の改正された間伐対策について、今回の制度改正の中で、国の補助事業の対象としてエアポケットになってしまふところです。つまり、森林所有者がみずから管理はする意欲がありながら、地形的な条件等により、集約が難しいなどで経済活動の対象とならないところ、環境林として管理するのがふさわしいところについては、国の補助の対象から抜け落ちてしまふので、従前どおり、紀の国森づくり基金活用事業で支援を続ける必要があると考えております。

新規で実施する間伐対策ですが、台風の被害等で風倒の被害が出た場合などに、和歌山県の豊かな森林を後世にきちんと伝えていくために、対策をしていく必要があると考えています。

メニューとしては、森林環境譲与税で市町村が主体となり実施する部分が対象になりますが、まだ法案も成立しておらず、市町村が実施体制を構築するまでに時間を要することが予想されます。森林の整備は滞りなく続けていく必要がありますので、災害が起こりそうなところの整備は、県が主体となり、紀の国森づくり基金事業を使って整備をしていくことを考えています。

将来的に市町村の体制が整った段階で、また新たに仕分けを考えていく必要があると思いますが、当面はこの体制で実施する必要があると考えています。

緑育事業など、譲与税の中でできる事業もありますが、市町村によって普及啓発の仕方に差が出てもよくないため効果的な事業の実施に向け、長年実施して蓄積してきたノウハウを使って県が主体となり継続して実施していくことが妥当と考えています。

その他、豊かな生態系を持つ森林を購入して残していく事業である「新紀州御留林」も、国の森林環境譲与税の対象になりませんので、県で継続して実施していくこととしています。

当局からの説明が終わりました。様々な法案が絡む複雑な話ですが、資料を使ってわかりやすく説明をしていただきました。何か質問等ございませんか。

昨年の委員会の中で、所有者不明あるいは境界不明という森林が3割位とかなりあるという話でしたが、森林環境譲与税を導入するときに、不明箇所の確定・整備は、今後どのような計画で実施していくかはもう決まっているのでしょうか。

もう一点、所有者不明や境界不明の森林についても市町村が委託を受けるという説明がありましたが、その場合は委託者とはどのようなことになるのでしょうか。

石橋班長

所有者不明の森林については、市町村で公告等を縦覧にかけ、申し出がなかった場合に、市町村が經營管理することに異議がなかったと判断し整備をしていく手続になる予定です。

資料1-6、森林所有者と市町村の間にある「所有者不明森林等における経営管理権の設定にあたっての特例」がこの部分に相当しますね。今までの民法の手続に従うと大変煩雑なものになりますが、特例措置として、強力に進めていくというものです。

最初に、市町村はこの経営意向の有無を判断する調査が必要となり、かなり手間がかかることで、緊急的な環境林対策や緊急的に必要な間伐、災害対策はなかなか実施できません。そのため市町村の事業が軌道に乗るまでの間はこの基金を活用することとしたものが、新しく設けられる間伐対策だと思います。

平成36年度から年額1,000円の課税ということですが、森づくり基金の県の財源等について、徴収方法はどのようになるのでしょうか。

石橋班長

紀の国森づくり基金の森づくり税は、平成 29 年から平成 33 年の 5 年間の徴収しか認められていませんので、平成 34 年度以降については、条例の期限を迎える 1 年前つまり平成 33 年度に改めて審議することになると思います。

兒玉課長

国の森林環境譲与税は国税であり、平成36年までは、東日本大震災関係の復興税が1,000円/人・年徴収されておりました。復興税が切れた後、仮称森林環境税の徴収に切りかわると聞いております。国が徴収したものを、譲与税として県なり市町村に譲

児玉課長

与されるという仕組みになると聞いています。

県の基金税は、今決まっているのは平成33年度までですので、平成34年度以降の延長について、平成33年度にもう一度審議する仕組みになっています。

森林環境税が本格的にスタートしたときに、紀の国森づくり税の対象として間伐していた補助金の金額が、森林環境税へ振り向けられる割合はどのくらいになるのでしょうか。

新規の事業の中で、放置すると危険度が高まる集落周辺の未整備森林という定義がありますが、この定義はこれから固めていくことでしょうか。ゾーニングの場合は、4t車の入る道から500mかつ勾配が40%未満など数値で定義がありました。

石橋班長

新規事業の県営で実施する間伐対策は、1軒、2軒といった小規模ではなくて、ある程度対象となる軒数がまとまった集落や地区全体を対象に、住民や市町村役場が入って合意形成等を図ることができたものについて面的に整備したいと考えていますが、具体的な基準など細かいところはこれから詰めていきたいと考えております。

森づくり基金で実施している間伐のうちどのくらいが森林環境税の対象になるのかですが、紀の国森づくり基金の間伐実績のうち、所有者から森林組合等へ持ち込んでくる分が管理意向ありと判断させていただくとすると、大体管理意向ありが4割、管理意向なしのが6割程度と考えています。

改正された間伐対策について、半分が人工林ですが、将来的にはどのような形になるのでしょうか。規模が小さかったり、地形的な条件が悪かったりするところですが、手入れをすることによって残された樹木は、ある意味では立派に育ちます。所有者が最終的には伐採して利用することは可能でしょうか。

石橋班長

紀の国森づくり基金の間伐は、現在も事業実施後20年間皆伐をしない、20年間かつ80年生までは皆伐してはいけないと条件をつけた上で、針葉樹と広葉樹の混交林に誘導していくような事業実施施策をとっています。

石橋班長

最長 80 年までは伐採されることがないと考えていますので、それ以上の伐採制限は定めていませんが、その後仮に残っていたスギ、ヒノキが伐採されたとしても、事業で導入した広葉樹が十分大きくなっているかと思いますので、森林が丸裸にされることはないのかなと考えております。

[REDACTED]

国庫事業の仕組みの中で、管理意向ありという人工林について経営管理計画を市町村が主体になって立てることになります。そのときの伐採、植栽など具体的なことを計画するのは、市町村自身が今の段階で計画を立てる技量を備えていないと思いますので、委託を受けるであろう事業体から提案を受けることになるのでしょうか。

石橋班長

森林の実際の施業については、経営管理権を受けた事業体が組む形になります。市町村は、委託を受けた森林で収益が発生した場合の配分割合を決めて、事業体に再委託をするような形になると思いますので、実際の施業に係る計画は、委託を受けた事業体が立てることになっております。

収益が上がった場合は、その収益を所有者、市町村、委託を受けた事業体で配分することになりますが、万が一、赤字になった場合は国の示した方針では、委託を受けた事業体の責任となり、赤字補填は事業体がすることになります。

[REDACTED]

森林環境税、森林環境譲与税ができたら、国庫補助事業として経済林の部分はほとんど、それから人工林の管理意向なしのところも市町村が森林環境税・譲与税などで対応していく形になると、当面は今の県の施策をそのまま実施していくということですが、本格的に動き出したら間伐については多くの部分が国の予算の中でできることになっていく形かと思います。

天然林の里山整備、国庫事業など、そのまま続けていくものもあると思いますが、平成 33 年度以降、県としてこの事業を終息していくのか、新たな展開をしていくのか、事務局としてどのようなお考えがあるか、今の段階でわかっていることがありますから教えていただきたいです。

児玉課長

第3期の終期、つまり平成33年度までは今まで進めていければと考えております。

現在紀の国森づくり基金事業は年間4億円ぐらいの予算で実施しております。そして、間伐に係る部分は、1億8,000万円前後で実施しています。実はこの間伐の事業費は、この紀の国森づくり基金事業の年間収入は大体2億7,000万円前後ですので、それ以上の事業費を予算立てしておりますが、その部分は1期、2期のキャリーオーバーの部分を使っております。

このキャリーオーバーの部分については、平成33年のこの第3期の終期に0になる目標で進めています。第4期以降のことは、それからまた検討してご審議をいただくことになりますが、もし継続という案をつくる場合は、間伐の事業費は、7,000～8,000万円ぐらいの規模になるのではないかと考えております。

例えば緑育の費用や豊かな生態系を持った森林の公有林化などの事業は、国のメニューにない事業であり、あるいは国、市町村が実施するよりは県が継続して実施するほうが効果的でないと判断される事業ですので、事務局としては、継続してこの事業を実施していきたいという考え方を持っております。市町村の環境譲与税の進捗状況などを見ながら改めて整理をして審議をお願いすることになると思っております。

改正された間伐対策の部分は、新しい税ではできない部分ですでの、このまま基金で使うことにしてよいと思います。

新しい部分については、新しい譲与税でも取り決めは可能ですが、当面その準備が整わないので、これまでどおり基金で取り組みたいという話かと思います。

見直し対象事業の中に、流木対策などは含めて考えるという話になっています。

事業内容の変更についていかがでしょうか。

紀州林業懇話会に携わっており、業界が危機的な状況にあることだけはここで申し上げたいです。

林業が厳しい厳しいと言われていますが、これは県によって違ってきます。例えば、山元価格と言って50年生のスギの山を売るといった場合に、一般的には業者の方で山に立ち木のまま

で売ります。この金額が幾らになるかによって植えるかどうかの意思が揺らぐことになります。

今の和歌山県の標準単価、補助金で計算しますと、もし今50年生のスギを今後植えるとしたら、自己負担は [REDACTED] 円/ha かかります。今切つたら業者は幾らで買ってくれるかという指標ですが、一般的に林野庁の資料や県の資料で計算すると [REDACTED] 円/ha です。

ところが、さらに奥地になると、業者は [REDACTED] ha ぐらいで買っています。出材費がかさばるからどうしても高く買えないという事情があり、和歌山県、四国、岐阜など急峻な山を抱えているところはこのようなマイナス要因と闘っているわけです。

一方、九州では、大手の山元価格は、資料によると [REDACTED] 円/ha、出材費は和歌山県の大体半分ぐらいで [REDACTED] 円/m<sup>3</sup> です。出材費が安く、賃金も安く、材価は良い値段で売れるということで、地域間競争になり、事情が全部違ってきています。

この森林環境税は放置林対策あるいは都市の木材利用ということが、用途として出されています。これは全国の話です。紀の国森づくりというのは、やはり和歌山県として独自に何をカバーしていくかなければならないかということをぜひ考えていただきたいです。山元価格でいくと、恐らくほとんど植えられないという事情が現時点ではあります。

それでは切らなければ良いということで、国の政策として今まで間伐を実施してきましたが、過去30年ぐらいほとんど植林されておらず、林齢構成が日本全国で異常な形になっています。柱材や土台は、大体40~50年生の木ですが、これを切らずに置いておくと柱材より太くなってしまい、利用価値が違ってきます。過去に植えていませんので、今後40~50年経過したときに、柱用の木がなくなるわけです。国自体は、国有林も含めて皆伐して更新しなさいという方針をはつきり出しており、来年度から、国有林もかなり強硬にそのような方向に行きますが、和歌山県の場合は民有林が森林面積の95%です。全国的には3割が国有林です。民有林頼みの和歌山県の中で、今の山元価格で行くと、切った後植える人がいないという状況になり、木の国和歌山が廃れていくという危険性が膨らんでいます。

この紀の国森づくり基金で、今まで切り捨て間伐を行いとに

かく育てていこうとするのは正しかったと思いますが、今後のことを考えると、和歌山県としては民有林が自立していくという方向がないといけません。和歌山は森林率が77%で、かつ民有林率95%ですので、県土の73%が民有林で維持されています。全国の場合は大体平均すると46%です。全国では国有林がかなり担っています。このようなことから、紀の国森づくり基金も、除伐、間伐も必要ですが、シカ害のネットや植林も将来は観点に入れていくべきだと、伐採後の更新がほとんど不可能になっていくのではないかと、業界として危惧しています。

児玉課長

全くそのとおりだと思っております。特に、獣害対策は、個人の森林所有者に責任を追わせるには余りにも大きな負担ということは我々も認識しております。

今回、この基金事業の見直しに当たり、獣害対策等についても議論しましたが、原案ではこのような形になっております。この件については、また現場でいろいろと努力されている方々と意見交換しながら、何とか支援できるよう我々も真剣に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

確かに森づくり税は地域の課題を解決することができます、そのような意味では地域のためになる財源と、これまでもそのようなことで使ってきました基金です。

今後もかなり山積している和歌山県の課題に何とか活用していく仕組みをずっと考えていく必要があるかなと改めて思いました。

議事2の事業内容の変更について「適当」ということで承認してよろしいでしょうか。

[「はい」の声]

続いて議事の2「平成31年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

[ ] 退席]

村瀬副主査

お手元の資料2「平成31年度紀の国森づくり基金活用事業事業計画について」ご参照お願いいたします。

まず、「資料2-1」に県が取り組む施策の一覧として概要を記載しております。

従来からの事業とほとんど変わりはありませんが、「紀の国森林環境保全林整備事業」について、これまで間伐事業と流木対策事業、里山整備事業、竹林整備事業と4事業で実施していたものを、森林環境譲与税の導入を踏まえて組み替えを行いました。

1点目が仮称「森林機能回復緊急間伐」事業で、県の事業として、放置すると危険度が高まる集落周辺の未整備森林について、山地災害等に強い森林をつくるため、県の事業で間伐を実施していくこうとしています。

また、仮称「環境林間伐対策」として、従来からの間伐と同じですが、森林管理意欲はあるけれども、規模及び地形条件などで助成が受けられない人工林を対象に、強度間伐による針・広混交林化を実施していくこうとしております。

今まで実施しております流木対策に関しては、こちらの2つの県営事業、補助事業で一緒になって取り組むように見直しを図っております。

なお、この環境林間伐対策に関しては、森林環境譲与税に移行するため、平成31年度に限りの経過措置として実施させていただきたいと考えております。

3点目「里山整備」について、事業内容は変わっておりませんが、里山整備、病害虫対策、竹林対策と一緒に合わせ込むような形に組み直しております。

予算の内容を資料2-2で説明させていただきます。

公募事業と県が取り組む施策に大別しております。

県が取り組む施策では、市町村や森林組合の補助を行う補助事業と県が実施する県事業、2本になっております。

平成31年度は、補助事業は4事業、そして県事業が平成30年度から1事業追加になり7事業の計12事業計画しております。

平成31年度は、森林環境保全林整備事業は議案2のように組

村瀬副主査

み直しております。

なお、平成31年度の予算については、現在、県の税制部局との折衝中でありますので、確定したものではないことをご了承いただければと思います。

各事業ともに若干の増減がありますが、これまでの実施額及び来年度における要望の結果を反映させて予算化しています。

公募事業は、例年 ■■■ 万円の予算であり、平成31年度も ■■■ 万円で要求しております。

「県が取り組む施策」に関して、森林環境保全林整備に重点を置いた取り組みを促進していることから、紀の国森林環境保全林整備事業が全体の ■%、森林環境教育の一環として緑育推進事業が全体の ■%と、この2事業合わせて全体の ■割を占める予算となっています。

補助事業の紀の国森林環境保全林整備事業は、4事業を見直して3事業に組み直しを行って計画しております。

1つ目は、森林機能回復緊急間伐事業で、県営の事業です。

2つ目は、従来から実施しています環境林整備事業で、間伐対策です。

3つ目は、里山と竹林をあわせて里山整備、森林病害虫に係る被害木の伐倒駆除、予防伐採、また放置竹林の整備補助事業です。今まで全体で ■■■ 万円を計上しておりましたが、同じ規模で ■■■ 万円を計上しております。

次に、市町村民の森づくり補助事業について、各市町村が主体となって行う県民参加の森づくりに要する補助で ■■■ 万円を計上しております。例年、予算に対して市町村からの要望が非常に多く、満額補助をつけられない状況が続いておりましたので、要望に見合うように増額させていただいております。

次に、森林の公的管理の推進について、貴重な自然生態系を持つ森林などの公有林化に対する市町村への補助ですが、平成31年度は市町村からの要望がなく、■円としております。

緑育事業について、小中学生や一般県民を対象とした森林学習などに対する補助で ■■■ 万円を計上しております。例年の予算に対して要望が多い状態が続いていたことから、全額補助ができるように要望に見合うように増額しています。

県の事業では、普及啓発事業として「わかやま森林と樹木の

村瀬副主査

日」の記念式典の開催、また紀の国基金運営委員会の運営等に係る経費として ■■■ 万円計上しております。平成 30 年度は、「わかやま森林と樹木の日」の記念の式典が和歌山市内で開催されましたが、平成 31 年度は紀南地域での開催を予定しているため、それに伴う交通費等で若干増額して計上しています。

森林景観づくり事業として、郷土の樹種を加害するような突発的な森林病害虫の防除と、郷土樹種の苗木育成のため、 ■■■ 万円を計上しております。

県が実施する森林被害調査ですが、前年度から ■■■ 万円減の ■■■ 万円の計上しております。この減額は、シカの頭数推定調査というのが 2 年に 1 度実施することとなっており、平成 30 年度にこの調査を実施したので、平成 31 年度は調査費用がなくなり、減額しています。

県が実施する森林の公的管理推進事業として調査費と購入費で ■■■ 千円を計上しております。こちらは、後ほど自然環境室から説明いたします。

また、県立自然公園内でシカ等の食害防止対策として実施している護摩壇山植生再生事業ですが、こちらも例年 ■■■ 万円に対して若干の増額の ■■■ 千円を計上しています。資材単価の高騰や消費税の増税を踏まえた増額です。

「ごまさんふれあい再生の森」事業として、昨年度と同規模 ■■■ 万円を計上しております。この事業は、平成 28 年度で終了した「ごまさんブナ林再生プロジェクト」の後継事業として、平成 29 年度から護摩壇山森林公园の人工林の針広混交林化、また広葉樹林の保護を県民参加による保全活動により進めているものです。平成 31 年度は、今年度に引き続いて田辺市の龍神村小学生による森林体験学習や強度間伐による針広混交林への誘導を進めていきたいと考えています。

予算全体として ■■■ 万円と、平成 30 年度と比較して ■■■ 万円の減額で計画しております。

以上です。ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの議事 1 でお認めいただいた事業内容の変更を反映した予算の案となっております。何か質問等ございませんか。

平成 31 年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画については、「適当」ということでよろしいでしょうか。

[「はい」の声]

続きまして、議事 3 「平成 31 年度紀の国森づくり基金活用事業公募事業の実施について」を議題といたします。当局から説明をお願いいたします。

村瀬副主査

お手元資料、資料 3 ご参照願います。

本件については、来年度平成 31 年度の公募実施と、それに伴う要領の一部改正をお願いするものです。

主な改正点としては、平成 31 年度の第 1 次の公募を、平成 30 年 12 月 20 日の木曜日から平成 31 年 2 月 8 日の金曜日までの募集としたく、日にちの変更を入れております。

あわせて使用料や賃借料などバス代に係る部分で、来年度以降消費税が増税になることを反映して限度額の変更をしております。

同じく委託費に係る補助限度額の変更として、労務単価の変動等を反映して見直しを図っております。

資料 3-1 ページご参照願います。

要領の新旧対照表で、左側が変更後、右側が変更前として、変更箇所を赤書きにしております。

1 段目、第 3 の「事業の募集」の中で、応募資格に 1 項目追加したいと考えております。今までの応募資格に加え、ク「実施事業で得た成果を特定の個人又は法人が独占するものでないこと。」という一文を入れさせていただきたいと考えています。

これは営利目的で基金を活用するがないように一文追加させていただきたいと考えています。

第 8 の「事業の変更」ですが、こちらは平成 30 年度の 2 次募集で生じた変更協議を踏まえて増額については社会情勢の変化、または委員会から付された条件を踏まえて検討されたものに限ると、一文追加させていただいているります。

第 11 の「適用事業」に関しては、募集期間の日付の変更を入れております。

村瀬副主査

資料の次ページ 3-2 に関して、こちらは補助の上限額を示した別表ですが、「使用料及び賃借料」で、バス代に係る経費を変更しております。「資材費」も、上限額は変わっておりませんが、来年度 10 月から消費税率が 10% に変わるために、税抜きで上限を示したほうがわかりやすいということで、税抜きの価格で記載をさせていただいております。

「委託費」に関しては、こちら国の事業、県の事業の資材単価、労務単価等の見直しに合わせて単価の見直しを図っております。こちらも全て税抜きの価格で記載しております。若干の増額です。

「その他」として、全費目について諸経費は対象外ということを明記しております。

注で消費税を抜いて表示していることを記載しております。こちらは 10 月の増税を見込んでの注意書きです。

「公募等実施要領」の変更については、以上です。

同様に、3-17 から「活用事業公募要領」に関して変更を記載しております。

資料 3-37 ページ以降は、「紀の国森づくり基金活用事業の公募に係る選定等要領」についてです。委員会のご審議を必要とする変更承認についてですが、今まで不承認とする場合、もしも変更承認があり、委員の過半数以上が承認しないとなった場合に、委員長と協議の上、不承認とすると能够だと曖昧な表現になっておりましたので明記させていただいております。

要領等の改正に関しては、以上です。

質問ございませんか。多くが単価の見直しや消費税増税の関連の変更でした。幾つかここ最近の情勢を踏まえて追加したものもありました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声]

議事 3 の公募事業の実施についての案を「適当」とし、承認します。

議事の 4 に入ります。「平成 31 年度森林の公的管理推進事業

について」を議題といたします。当局お願いいいたします。

自然環境室  
秦野班長

森林の公的管理推進事業「新紀州御留林」について説明します。

資料4の1ページをお願いします。

平成 31 年度以降の公有林化の予定地ですが、古座川町の [ ] の山林約 10ha、古座川町の [ ] の山林 120ha、新宮市 [ ] の山林約 190ha を予定しています。

平成 30 年 7 月 31 日の紀の国森づくり基金運営委員会でご承認いただいた古座川町の [ ] の山林、同じく [ ] の山林については、本年は事務上測量までになると思いますので、土地の購入は、平成 31 年度にしたいと思います。

新規購入候補地を2番以降で説明いたします。

2の1) のところ、古座川町 [ ] の [ ] 番地ですが、面積が約10ha、標高が157~416mとなっております。

平成30年7月31日にご承認いただいた場所が、青の場所になります。今回、①番の場所が赤で、隣接している場所です。10ha程度です。

3番の候補地①ですが、この古座川県立自然公園に隣接する土地で、成見川の水源の一つとなっています。区域内は全て天然林で、隣接する予定地が、30年に購入する予定となっています。

林況は、タイミンタチバナ、スダジイなど、標高の高い地点に見られるヒメシャラなどが混在して見られる林地です。

写真は、4-4で用意しています。

②番の紹介をします。

古座川町 [REDACTED] 番、[REDACTED] 番になります。地図 4-7 が場所となっています。

今現に購入を進めておる青いところに隣接する緑のエリアです。

面積が 120ha、標高が 217~654m です。

候補地の林況は、古座川の支流小川の水源の一つとなっており、急峻な崖を含む、痩せた尾根に開まれた森林です。

区域内は、天然林が9割程度で、樹種も28種ございます。

林齢は、土地所有者からの情報で、■番ですが50年から100

年程度、■番については 100 年以上という情報です。.

写真は、4-5 で示しております。

ツチトリモチという赤いのがありますが、これが県のレッドデータブック I B になっております。

候補地の③番ですが、これは「大塔日置川県立自然公園第一種及び第二種特別地域」になります。

大塔山の東側に広がる「暖温帯」から「ブナ帯」の和田川の水源に当たります。

区域内では、全て天然林で、樹種は 38 種確認しています。標高が 800~900m では、尾根にはアカガシ、ホンシャクナゲの群落、950m 以上からは、ブナの群落となっています。紀南の原生林を代表する山林です。

この 3 カ所について、新たに新紀州御留林の購入予定地として事務を進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

■■■  
ご質問ございますか。いかがでしょうか。

前回、ご質問いただいたところの続きの森と、新宮です。

■■■  
ツチトリモチは、キノコですか、植物ですか。

■■■  
花を咲かせる植物です。自分では光合成を行わないで、菌類などと共生して、そこから栄養をもらっています。

■■■  
この平成 31 年度森林の公的管理推進事業については「適当」ということでよろしいでしょうか。

[「はい」の声]

■■■  
議事の 5、「その他」について議題といたします。当局からご説明をお願いいたします。

村瀬副主査

「その他」について、前回 7 月の運営委員会の際にご意見いただいた現地視察についてのご審議をお願いしたいと考えております。

お手元に今年度実施の基金で公募事業の一覧とイベントの開催時期を記載しております。限られた中で申しわけありませんが、この事業を視察してみたいというご意見ございましたら、どこを見るかなどについてご判断をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

これまでの参考までにここまで行った事業についてもリストを挙げてありますので、今度はこういったところを見てみたいなどご意見ございましたらお願ひします。いかがでしょうか。これからのことろでいくと、例えばですが、かなり計画的に9月からずっと事業を進めている「[REDACTED]」、[REDACTED]で実施する「[REDACTED]」などが少しタイプの違う活動としてはおもしろいかなと思っています。

特に、何か希望とか意見とかございませんか。

仮に、視察を実施するとして選択するのに様々な視点があると思います。例えば、一般化した間伐体験と木工を実施し、公共施設へ置くという取組、「[REDACTED]」のように、營々と着々と発展的に少ないお金ながら濃密にやっておられるところ、あるいは新たに名乗りを挙げられたところなどそれぞれに見どころがあると思います。私たち委員の勉強になるという意味からは、上手に実施しているところを見せていただくのも良いですし、一方で指導的な観点からは、少々マンネリ化しているところを見せていただいて、いろいろご意見を述べさせていただくというのもよいかと思います。

[REDACTED]  
事務局で相談の上、アンケートをとらせていただくことで1～2カ所を決めるというのは、いかがでしょうか。

[各委員うなずく]

[REDACTED]  
視察については事務局と相談の上、また皆さんに提示させていただきます。

そのほか、何かご意見等ございますか。

環境生活総務課の方々と大塔山周辺の県立自然公園のエリア拡大の部分を視察に行ってきました。

その中で、林業と公園は関係ないかもしれません、特に古座川の南麓、大河奥の官行造林地では、大径木になって人工林が利用しにくくなるという話もありましたが、人工林が衰退してきています。台風の影響等もあるかもしれません、樹幹や枝先の方がすかすかです。

このような山は、生石山のある部分など、木が大きくなっています。幾ら間伐をしても、もうそれ以上に大きくならないところです。このような山は、木材の心材が腐り空洞化していくので、林業がきちんと機能して、山が更新されていくことは非常に大事です。

公有林化をしても、その中に人工林がある場合にどのように自然度を回復していくのか、林業とあわせた森の保全について、できるところから具体的に考えていく、柔軟に考えていくことが大事だと思います。

林業課から聞くもう一つの話は、熊野古道あるいは高野七口道でバッファゾーンがあります。そこでは、林業に影響がないようにするという当初の話とも異なって作業道も入れさせてくれないと聞きます。そのときに、何か所得補償というとおかしいですが、林業ができないことをカバー、ケアするような方法がない状態では、和歌山の文化財的な価値を保持するための周辺の森林がおもしろくない扱いを受けるということが起こり得るのではないかと、少し心配をしました。以上、報告でした。

確かに、古道沿いには、ほとんど人工林があるわけで、南の方では様々な資金で公有林化を進めていくという動きもありますが、その後どのように扱っていくのかという問題は、どうしても出てくるかと思います。

国でも、最近では保護林の中に復元という概念を入れて、人工林をなるべくもとの植生に戻していく取組を行っておりますが、まだ手探りです。環境林の整備等について、基金なども活用する関係では、関係者で様々な議論をする機会があつても良いと感じました。ありがとうございます。

森林経営管理法のところで、意欲と能力がある林業経営者や、意欲と能力のある事業体という言葉が出ておりましたが、民間事業者などの中でどれだけこれだけの事業をしていく人を掘り起こすかといふことも一つの問題ではないかと思います。

もう一つは、計画を定め、公表をした上で、施業を委託するという点に関して、もう既に公表されているのでしょうか。教えてください。

石橋班長

基本的には意欲と能力がある林業経営者の判断は、県で実施することになっておりますが、どのような施業の実績を有しているか、例えば事業体の雇用人数が何人ぐらいかなどについての基準は林業振興課で作成しています。まだ募集はしていないと思います。

南方副課長

この法律は、4月1日から施行されることになっており、初めに森林所有者へのアンケート調査から始まり、それ以降、経営管理権などの手続きになっていきますので、まだです。

以上で、事務局にお返します。

南方副課長

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。本日の審議の内容につきましては、事務局で議事録に取りまとめて、各委員の皆様に発言内容のご確認をいただいた後に、冒頭に委員長から議事録署名委員としてご指名をいただきました [ ] と [ ] に署名捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

閉会 午後3時30分